

ひょうご安心ブランド畜産物（共通）審査基準

1 対象食品

(1) 食品名：畜産物・共通

(2) 上記(1)の要件

ひょうご推奨ブランド畜産物審査基準を満たしている畜産物であること。

2 確認事項

(1) 個性・特長

生産方法・品質において、ひょうご推奨ブランド畜産物審査基準を満たす個性・特長としての妥当性が確認できること。

(2) 安全性の確保

抗生物質等の残留防止

抗生物質等の使用削減又は残留防止に係る取組方針を策定し、実践していること。

【取組方針の例】

ア 抗生物質等を使用しない。

イ 抗生物質等（飼料添加物）の使用期間を短縮する。

ウ 抗生物質等の誤使用の防止を徹底する。

（例）抗生物質等を含む飼料が含まない飼料に混入することを防止する対策を講じる等

エ 治療により抗生物質等（動物用医薬品）を使用した場合、国の基準である出荷禁止期間を超える出荷停止期間を設定する。

県による科学的検証

抗生物質等の使用削減等に係る取組を検証するため、取組効果の対象となる成分について分析する。

基準：食品衛生法に定める基準の10分の1以下であること（ただし、検出限界値を下限とする）

【例】

ア 残留基準が0.5ppmの抗生物質 A 検査値が0.05ppm以下

イ 残留基準が0.02ppmの抗生物質 B（検出限界が0.01ppm） 検査値が0.01ppm以下

(3) 安心感の醸成

ロット管理において、兵庫県食品トレーサビリティガイドライン（ステップ2：ロット管理の実施）に基づき取引情報が整備されていること。